

違反是正事例（事例6－2）

テーマ < 油流出事故による危険物取扱者に対する違反通告措置 平成21年 >

- ▶ 営業用給油取扱所において、タンクローリーからの注油時に、油を溢れさせたことから、その取扱者に対して、違反通告制度を適用した事例。

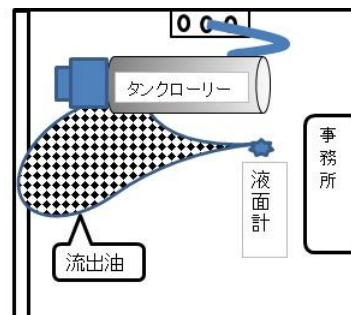
危険物施設の概要

(1) 営業用給油取扱所

許可事項	設置許可	昭和52年8月8日
種類・許可数量	第四類第1石油類	19,200ℓ
	第2石油類	9,600ℓ
	第3石油類	28,800ℓ
許可倍数	指定数量	134.4倍（地下タンク6基）

(2) 移動タンク貯蔵所

許可事項	設置許可	平成18年9月13日
種類・許可数量	第四類第1石油類、第2石油類、第3石油類	タンク室6室(4.2.2.2.4) 計16,000ℓ
	許可倍数	指定数量 80倍



違反処理の概要

(1) 流出事故の発生

平成21年7月25日、営業用給油取扱所において、移動タンク貯蔵所（タンクローリー）の運転手A（危険物取扱者）が、給油所の地下貯蔵タンクに軽油を荷卸しする際、地下タンクに設置されていた液面計が破損しているのを認識していたにもかかわらず軽油を注入したので、当該液面計部分から軽油を漏れさせ、歩道及び雨水ます等に流出させた。

この際、行為者Aは、地下貯蔵タンクNo1の容量9.6kℓに対し、残油量が6.65kℓあることを確認していた（許可数量まで2.95kℓの注入が可能）ものの軽油4kℓを注入したものである。

(2) 事故の経緯

行為者Aは、給油取扱所の所長Bから、軽油は貯蔵タンク No1 と No2 から、計量機で相互に給油できることから、タンク間にわたり配管があるものと思い込み、そのように説明を受けていた。このため、超過分の 1.05klは、No 1 タンクから渡り配管を通じて別の地下貯蔵タンク No2 に溢れることなく流入するものと思い違いして、注入したため超過分が壊れている油面計から流出した。

また、所長B（危険物保安監督者）は、地下貯蔵タンクの残油量の確認についてはAとともにいったが、荷卸しの際には立会いの指示と立会いを行わなかった。

(3) 違反調査

発災の覚知と同時に、違反処理体制を整えて、現場見分、関係者からの供述録取を行った。違反事項調査の結果、事故の発生と経緯を把握し、違反通告制度に基づく処分を検討した。

ア 危険物取扱者に係る違反点数の算定について

Aは、地下貯蔵タンクの液面計が破損していたことを認知していたにもかかわらず注入し、当該液面計から軽油を漏れいさせるとともに、歩道及び雨水ます等に流出させたことによる危険物取扱者の責務違反として、また、事故発生後、直ちに消防機関に通報しなかったことによる通報義務違反として違反点数10点と計上した。

なお、タンクローリーの危険物取扱者は、他府県の危険物免許状であった。

1	危政令第31条（法第10条第3項関係） 責務違反（貯蔵及び取扱いの基準違反）	基準点数4点
2	危政令第31条（法第16条の3第2項関係） 責務違反（事故通報時の通報義務違反関係）	基準点数4点
3	事故の程度が小	付加点数2点

イ 給油取扱所の危険保安監督者B

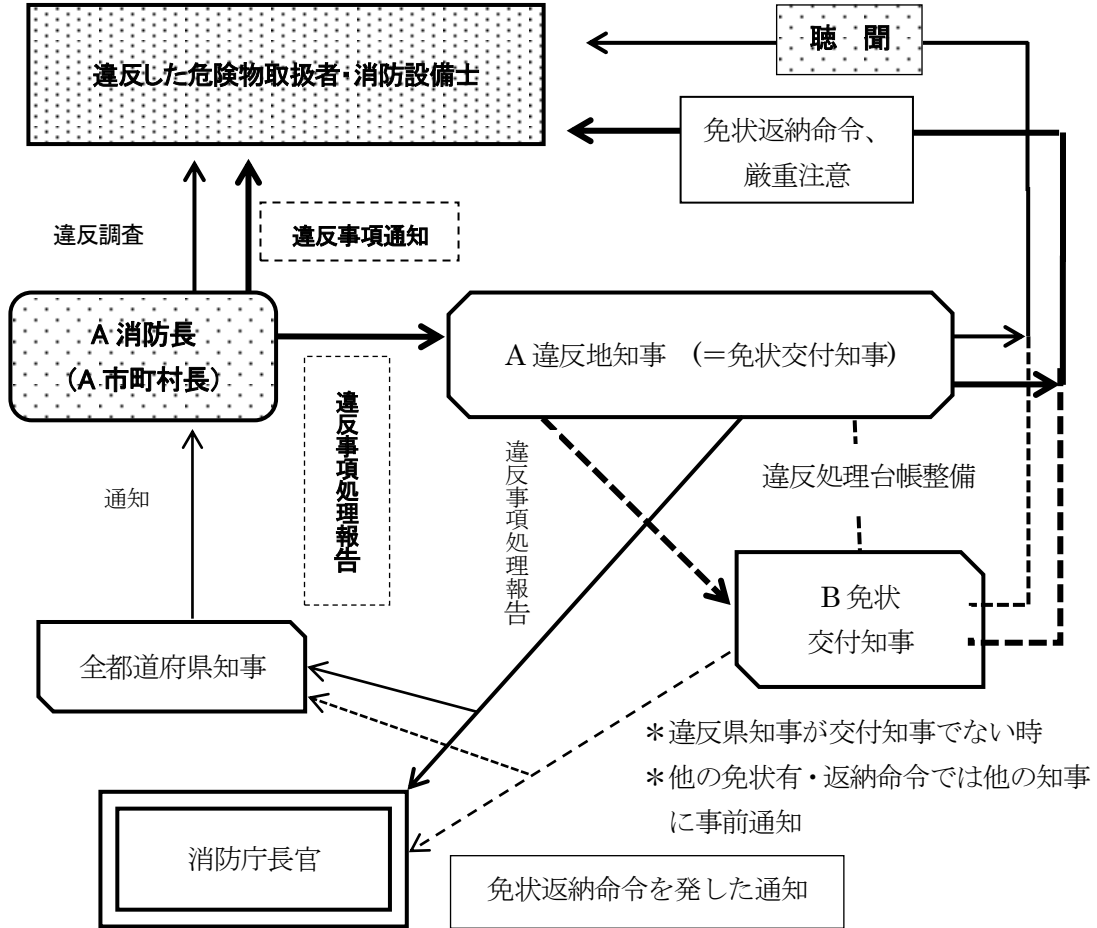
Bは、荷卸しの際、立会いの指示及び自らの立会いを怠ったことによる保安監督業務不履行となるが、点数とならないことから、事故後、直ちに消防機関に通報しなかったことによる通報義務違反のみを取り上げた。

1	危政令第31条（法第16条の3第2項関係） 責務違反（事故通報時の通報義務違反関係）	基準点数4点
2	事故の程度が小	付加点数2点

(4) 県知事に対する違反事項通知

2名の危険物取扱者に対する違反通告を図1に従い、県知事に通知し、県知事から違反通知がなされた。

図1 免状返納・命令等の流れ図



(事例 6 - 2) グループ検討

テーマ < 油流出事故による危険物取扱者に対する違反通告処置 平成21年 >

1. 危険物の流出事故時の対応について

危険物の流出事故が発生した際の初動対応として、どのような体制ができていますか。消防法第 16 条の 3 の 2 (危険物流出等の事故原因調査) の条文が平成 20 年に追加されてからの各自の消防本部の調査要領を確認してください。

参考:「危険物流出等の事故の調査マニュアル」(平成 20 年 8 月 12 日付け消防危第 317 号)
http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h20/2008/200811-2houdou_b2.pdf

2. 危険物の流出事故時の違反処理について

現場での対応として、法第 12 条第 2 項 (製造所等の維持、管理) や、法第 12 条の 3 (製造所等の緊急使用停止命令等) の適用を考慮した場合の対応について、検討してください。

また、違反調査として、県知事に報告する「危険物取扱者違反処理報告書」を確認し、各事項に必要とされる調査内容について、検討してください。

3. 違反通告制度に基づく点数について。

危険物取扱者免状返納運用基準を確認して、本事例の違反点数について、検討してください。

4. 危険物保安監督業務の違反点数について。

B は、保安監督者として、危政令第 31 条の「危険物保安監督者の誠実義務」に違反することから、消防法第 13 条第 1 項の「危険物保安監督者保安監督業務不履行」として、違反点数が計上されると考えられるが、この点について検討してください。

アドバイザーが付加提示した課題の検討及びその他、グループで意見が出た内容

(テキストに資料として、消防設備士・危険物取扱者の違反通告制度を掲載しています。)